

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(たたき台：案)
(第3章、第4章)

平成13年8月31日

第3章 評価の実施(対象別の評価方法)

上記の共通原則に加え、それらの内容、種類に応じて、以下に掲げるとおり実施する。

1. 研究開発施策の評価

各府省において、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略やそれを具体的に推進するための研究開発制度等が、国の政策に照らして妥当であり、関連施策との連携を保ちながら、効果的・効率的に推進されているかを評価し、さらに、研究開発課題等の企画・立案が研究開発戦略等と整合し、かつその決定方法が妥当であるかなどを評価することは、より優れた研究開発成果をあげ、成果を確実に社会に還元する上で重要である。

各府省が有する研究開発戦略、研究開発制度等は、個々の研究開発課題の評価結果を活用して、事前評価では、主に、目的・計画の妥当性を、また、中間・事後評価では、目標の達成度、有効性・効率性、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献を評価するとともに、人材の養成等の視点からも評価を行う。さらに、研究開発制度等においては、評価体制の在り方についても評価する。

なお、研究開発支援などの研究開発を直接実施しない施策については、評価の視点から新しい知の創出への貢献を除く。

各府省は、研究開発戦略の評価結果についてその見直しに反映させる。

また、研究開発制度の評価結果については、各府省のもつ制度の全体を把握した上で、その目的や計画の見直し、運用の向上に資するとともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。

また、府省にまたがる研究開発戦略等については、必要に応じて、国の科学技術政策上の観点から総合科学技術会議が評価する。

2. 研究開発課題の評価

研究開発課題は、1) 公募により複数の候補の中から優れたものを競争的に選択し、実施される「競争的資金による課題」、2) 国が定めた特定の政策目的等を実現あるいは推進するため、計画的に実施される「プロジェクト型資金による課題」、3) 研究開発機関に経常的に配分し、実施される「基盤的資金による課題」に区分される。

それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究など性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様であり、その性格・分野等によって評価の視点、方法が異なっている。

研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。

評価にあたっては、例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞るなど、評価に伴う負担が過重にならないようにする。研究開発期間が短いものや少額の研究開発課題については、事前評価による審査を中心とし、事後評価は最小限度にとどめる。また、評価項目をできる限り厳選して、効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う。

(1) 競争的資金による課題

本資金による研究開発課題は、大きく「研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的研究」及び「研究目的を指定された研究」に二分される。

「研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的研究」については、事前評

価では、主に、独創性や革新性、先導性、目的の明確性等を、また、中間・事後評価では、新しい知の創出への貢献や他の科学技術への波及効果等の視点から、高い資質を有した専門家によって、国際水準に照らしたピアレビューを行う。

「研究目的を指定された研究」については、事前評価では、独創性や革新性、先導性の他、特に必要性、計画の妥当性等を重点に置き、また、中間・事後評価では、目標の達成度、社会・経済への貢献、他の科学技術への波及効果等を評価する。このような研究開発課題については、科学的・技術的な視点からの評価と社会的・経済的な視点からの評価とを明確に区分して実施する。

評価にあたっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに、応募実績のない者、少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に基づいて的確に評価することに留意する。

グループ研究を行う場合は、参画研究者の役割分担、実施体制・責任体制の明確性についても評価する。

さらに、極めて優れた成果を期待できるような課題については、次の競争的資金(異なる競争的資金制度によるものを含む。)に継続して採択されるなど、切れ目なく研究開発が継続できるように適切に評価する。

(2)プロジェクト型資金による課題

事前評価では、主に、独創性、革新性、先導性、必要性、効率性、目的の明確性、計画の妥当性等の視点から評価する。また、中間・事後評価では、目標の達成度、社会・経済への貢献、新しい知の創出への貢献、他の科学技術への波及効果等を評価する。また、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目・基準が変わることに留意する。その際、特に応用研究及び開発研究等では、社会的・経済的な視点からの評価を重視する。

大規模プロジェクトについては、上記の視点に加え、各府省が有する研究開発戦略との適合性、実施体制・責任体制の明確性等を含めて、特に、厳正に評価する。さらに、国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献及び国益上の意義・効果等についても評価する。

大規模プロジェクトは、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等について社会に公表し、広く国民の意見を評価に適切に反映させる。

また、大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、国の科学技術政策上の観点から総合科学技術会議が評価する。

(3) 基盤的資金による課題

研究開発機関の長の責任において、各機関の目的に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを設定し、評価を実施する。

3. 研究開発機関の評価

研究開発機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、「機関運営」と「研究開発の実施」の面から行う。

「機関運営」面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。

「機関運営」面の評価項目としては、例えば、業務の効率性、研究支援体制の整備、競争的な研究開発環境、人材の養成・確保、任期制の導入・人材の流動性、若手研究者の自立性、産学官連携、知的基盤整備等に対する取組みがあげられるが、評価に当たっては、研究開発機関に応じて評価項目を選定

して評価を行う。また、機関長の選任の在り方も重要な項目である。

「研究開発の実施」面では、機関が実施した研究開発課題の評価と所属する研究者の業績等の評価の総体で評価を行う。

評価結果を機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。こうした研究開発機関の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、責任者たる機関長の評価につなげる。

なお、大学等、独立行政法人研究機関、国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、以下の点に留意し評価する。

大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を適切に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その研究の特性に留意する。

大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。

また、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営などの第三者評価を推進する。

独立行政法人研究機関については、中期目標の達成度を独立行政法人評価委員会で評価し、評価結果は、機関の運営や交付金の配分に反映させる。

(P) (なお、必要に応じて、独立行政法人研究機関自らが評価体制を設け、自己評価を行い、自らが改善していくことを可能とする。)

国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際などに、これら機関における当該課題の研究開発体制など、その運営面に関し、国費の効率的・効果的執行を確保する観点から、必要な範囲で機関評価を行う。

4. 研究者の業績評価

研究者の業績評価を行う場合には、機関長が機関の設置目的に照らした評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。

研究者個人には、多様な能力や適性があることに十分配慮し、個人が最も実力を発揮している研究開発、社会への貢献、企画・管理業務等に着目し、量ではなく質を評価する。

研究者個人の業績についての評価項目の例としては、論文、特許等の他に、著書、知的基盤整備への貢献度等があげられる。また、研究者の社会への貢献としては、産業、教育、国際協力面での貢献、各種学会、委員会、審議会等における活動があり、さらに、企画・管理業務等としては、研究開発の企画・立案、知的財産等の管理と活用等があげられる。

大学等については、研究面だけでなく、教育や運営での貢献も評価の際に重要であるなどその特性に留意する。

技術者については、技術的な専門能力、研究開発の推進に対するその技術者の貢献度等を評価する。

第4章 本指針のフォローアップ等

今後、本指針に沿って、評価実施主体は厳正な評価を実施するが、総合科学技術会議は、その評価の実施状況についてフォローアップを行い、必要に応じて各府省へ意見を述べる。

また、その結果を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直し、適宜評価実施主体においても、その評価方法を見直す。

